

当院は、

「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」 協力施設です。

山口県では、公共施設や病院、店舗などに設置されている
身障者用駐車場の適正利用を図るため、

「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」を
平成22年8月1日から開始しました。

「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」とは？

障害のある方や高齢の方などで歩行や乗降が困難な方に、
県が、県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペース
を確保できるようにする制度です。利用証を提示すること
で、県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用
することができます。

やまぐち障害者等専用駐車場



この駐車場は「やまぐち障害者等専用駐車場
利用証」をお持ちの方が利用できます。

山口県

当院は、この趣旨に賛同し、玄関そばの5台分
を専用駐車場とします。専用駐車場には、案内
表示を掲示していますので、利用証の提示のない
車両は駐車できません。

なにとぞ、趣旨をご理解の上、ご協力をお願い
申し上げます。

利用証の交付をご希望される方は、

当院地域医療連携室

または、

山口県健康福祉部 厚政課 地域保健福祉班

TEL 083(933)2724

山口県社会福祉協議会 総務企画課 障害者地域支援班

TEL 083(924)2820

へお問い合わせください。

やまぐち障害者等専用駐車場
利用証



有効期限

交付番号 No.

山口県